

○枚方市長の職務に係る倫理に関する条例

平成28年9月13日
条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、市長の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、市政に対する市民の信頼を確保し、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(市長の責務)

第2条 市長は、全体の奉仕者であって一部の奉仕者でないことを深く自覚し、市民の一部に対してのみ有利又は不利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 市長は、自らの行動が公務に対する信用に影響を与えることを常に認識して行動するとともに、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて職務の遂行に取り組みなければならない。

3 市長は、市民全体の代表者として、市政に携わる権能と責務を有することを自覚し、市民の信頼に値する倫理性を保持するように努めなければならない。

(倫理行動規準)

第3条 市長は、次に掲げる倫理行動規準(以下「倫理行動規準」という。)に従って行動しなければならない。

(1) 市が行う許可、認可等の処分その他これらに類する行為又は市が行う売買、貸借、請負等の契約に関し、特定のものに有利又は不利な取扱いをしないこと。

(2) 常に市民全体の利益を図ることをその指針として行動するものとし、自らの地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

(3) 市民全体の代表者として、その品位や名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し、市民から不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(4) 自らの立場を自覚し、職員の公正な職務の執行に支障を来し、又は来すおそれがある行為をしないこと。

(5) 政治活動に関し、道義的に批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。

2 市長は、自らの行為が倫理行動規準に違反するとの疑惑や不信を市民に持たれたときは、誠実に疑惑の解明に努めるとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

(市長に対する調査請求)

第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第18条に定める選挙権を有する者は、市長の行為が倫理行動規準に違反する疑いがあると認めるときは、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者(以下「調査請求代表者」という。)から、市長に対し、市長の行為が倫理行動規準に違反する疑いがあることを証する資料を添付して、規則で定めるところにより、文書により調査を請求することができる。この場合において、連署に係る署名は、当該調査の請求が行われる日前1か月以内に行われたものでなければならない。

2 市長は、前項の規定による調査の請求(以下「調査請求」という。)があったときは、直ちに選挙管理委員会に対し、当該調査請求をした者が本市の選挙人名簿に登録された者であることの確認を求めるものとする。

3 市長は、前項の規定による選挙管理委員会の確認の結果、当該調査請求が第1項に規定する要件を満たしているときは、その旨を当該調査請求代表者に通知するとともに、当該調査請求に係る書面及び添付資料の写しを次条に規定する枚方市長職務倫理審査会(同条を除き、以下「審査会」という。)に直ちに提出し、その調査を求めなければならない。

4 市長は、第2項の規定による選挙管理委員会の確認の結果、当該調査請求が第1項に規定する要件を満たしていないときは、当該調査請求について審査会の調査を求めないことを決定し、その旨を当該調査請求代表者に通知するものとする。

5 審査会は、第3項の規定により調査を求められたときは、速やかに調査を行い、調査の結果及び意見を記載した調査報告書を作成し、これを市長に提出しなければならない。

6 市長は、前項の規定による調査報告書の提出を受けたときは、速やかにその写しを当該調査請求代表者に送付するとともに、その要旨を公表しなければならない。

(枚方市長職務倫理審査会の設置)

第5条 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市長職務倫理審査会を置く。

(審査会の組織等)

第6条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 倫理の保持に関して高い識見を有し、公正な判断をすることができる者

(2) 前号に掲げる者のほか、当該調査、審査等に関し市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、審査会が特に必要と認めるときは、非公開とすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

8 委員の報酬の額は、枚方市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和23年枚方市条例105号)別表の規定にかかわらず、日額25,000円とする。

9 委員の報酬の支給方法並びに費用弁償の額及び支給方法については、枚方市報酬及び費用弁償に関する条例に定めるところによる。

(審査会の担当事務)

第7条 審査会は、次に掲げる事務を担当する。

(1) 第4条第3項の規定に基づき市長から求められた調査及び審査を行い、その結果を市長に報告すること。

(2) 市長の職務に係る倫理の保持に関し、市長の諮問を受けた事項について調査し、又は意見を述べること。

2 審査会は、[前項](#)の規定による市長の求め又は諮問がない場合においても必要があると認めるときは、市長の職務に係る倫理の保持に関し、調査審議し、及び意見を述べることができる。

3 審査会は、[前2項](#)の事務を行うため、関係人に対し、説明又は資料の提供を求め、及び必要な調査を行うことができる。
(調査に対する市長の協力義務)

第8条 市長は、審査会の求めがあったときは、調査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席し、説明をしなければならない。

(市長に対する弁明の機会等の付与)

第9条 市長は、審査会が調査報告書を市長に提出するまでの間は、審査会に対し、書面又は口頭による弁明の機会の付与を求めることができる。

2 審査会は、[前項](#)の規定による求めがあったときは、市長に対し、弁明の機会を付与するものとする。ただし、審査会の調査及び審査に支障があると認める場合は、この限りでない。

3 審査会は、調査の結果、市長の行為が倫理行動規準に違反している旨を指摘する調査報告書を作成しようとするときは、あらかじめ、市長に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。
(信頼回復のための措置)

第10条 市長は、審査会の調査報告書において、市長の行為が倫理行動規準に違反している旨の指摘がなされたときは、当該報告を尊重し、市民の信頼を回復するために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第11条 [この条例](#)に定めるもののほか、[この条例](#)の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 [この条例](#)は、平成28年10月1日から施行する。

(適用区分等)

2 [第4条第1項](#)の規定は、[この条例](#)の施行の日以後に行われた市長の行為について適用する。

3 [この条例](#)は、[この条例](#)の施行の際現に市長の職にある者がその職から離職した日限り、その効力を失う。

(公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関する条例の一部改正)

4 [公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関する条例\(平成13年枚方市条例第1号\)](#)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]